

【様式-32】記者発表(区間指定廃止)

国土交通省 北陸地方整備局
金沢河川国道事務所

扱い:配布を以て解禁
平成30年2月9日

記者発表資料

国道8号 通行止めの解除及び 災害対策基本法に基づく道路区間指定の廃止について

国道8号熊坂交差点(加賀インターチェンジ口の交差点)～加賀市熊坂町(福井県境)区間の通行止めは、2月9日 5時00分に解除しました。

併せて、2月9日 5時00分に、下記区間の災害対策基本法第76条の6第1項に基づく指定についても廃止しました。

なお、今回の大雪により、県内各所で路面状況が悪くなっておりますので、引き続き通行にはご注意ください。

路線名	指定廃止区間(上下)	状況
国道8号	ハコミヤ 石川県加賀市箱宮町(箱宮IC) ～ クマサカ 石川県加賀市熊坂町(福井県境) 14.5km	2月9日 通行止 解除 5時00分 (解除区間:熊坂交差点(加賀IC口交差点) ～福井県境 約3.3km)
		2月9日 区間指定 廃止 5時00分

○災害対策基本法の一部を改正する法律の公布について(平成26年11月21日)
http://www.mlit.go.jp/road/road_fr1_000071.html (国土交通省HPリンク)

お問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
道路管理第一課長 勘田誠一
電話 076-264-8800